平成29年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況

平成30年12月 厚生労働省年金局

平成29年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金被保険者数は、平成29年度末現在で6,733万人となっており、前年度末 に比べて3万人(0.0%)増加している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、平成29年度末現在で1,505万人となっており、前年度末に比べて70万人(4.5%)減少している。
- 厚生年金被保険者数 (第1~4号) は、平成 29 年度末現在で 4,358 万人 (うち第 1号3,911万人、第2~4号447万人)となっており、前年度末に比べて 92万人(2.1%) 増加している。
- 国民年金の第3号被保険者数は、平成29年度末現在で870万人となっており、前年度末に比べて19万人(2.1%)減少している。
 - 注. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(万人) 7.000 6,718 6,713 6,712 6,731 6,733 国民年金第3号 889 870 945 932 915 6,000 447 厚生年金保険 445 443 439 441 (第2~4号) 5,000 4,000 3,527 - 厚生年金保険 3,599 3,686 3, 911 3,822 (第1号) 3,000 2,000 国民年金第1号 1,000 1,805 1,742 1,668 1,575 26 27 平成25年度

図1 公的年金被保険者数の推移(年度末現在)

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
 - 2. 厚生年金保険 (第2~4号) の被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度以降は第2~4号厚生年金被保険者を計上している。

〇 公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は 3,506 万人となっており、前年度末に比べて 6 万人(0.2%)増加している。また、女子は 3,227 万人となっており、前年度末に比べて 3 万人(0.1%)減少している。

表 1 男女別公的年金被保険者数

(平成29年度末現在、単位:万人)

	総数	国民年金	(国)	厚生年金被保險 民年金第2号被係		国民年金
		第 1 号被保険者		厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険(第2~4号)	第 3 号被保険者
総数	6, 733	1, 505	4, 358	3, 911	447	870
男子	3, 506	779	2,716	2, 442	274	11
女 子	3, 227	726	1,642	1, 470	173	859

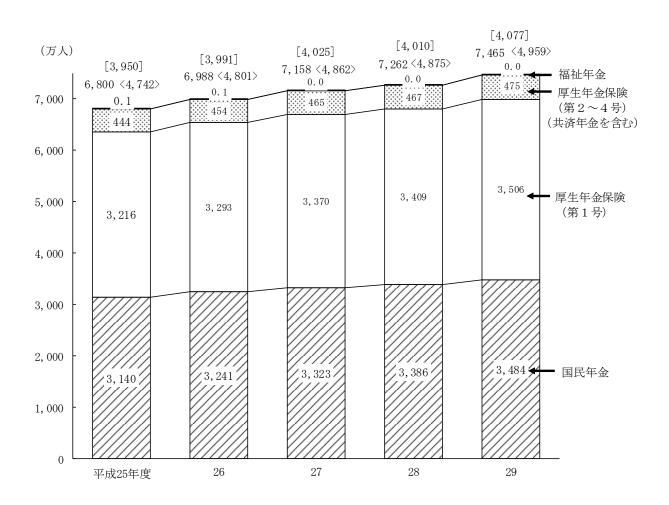
注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

^{2.} 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数(延人数)は、平成29年度末現在で7,465万人となっており、 前年度末に比べて202万人(2.8%)増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、平成 29 年度末現在で 4,077 万人であり、 前年度末に比べて 67 万人 (1.7%) 増加している。
 - 注. 受給者数とは、受給権者数から全額支給停止者数を除いたものである。

図2 公的年金受給者数の推移(年度末現在)



- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。
 - 2. []内は重複のない実受給権者数である。
 - 3. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度 以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年 9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要 件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除い た者を計上している。
 - 4. 厚生年金保険(第2~4号)の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の受給者を計上している。

○ 公的年金受給者の年金総額は、平成29年度末現在で55兆4千億円となっており、 前年度末に比べて6千億円(1.0%)増加している。

表 2 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位:億円)

					(十尺木が圧、土	122 1 1/2/197
	総数			厚生年金保険 (共済年金を含む	P)	
	nu ga	国民年金		厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2~4号) (共済年金を含む)	福祉年金
平成25年度	528, 436	206, 546	321, 886	256, 672	65, 214	5
26	534, 031	213, 040	320, 988	255, 993	64, 994	3
27	545, 504	221, 751	323, 751	258, 123	65, 628	2
28	548, 355	227, 156	321, 198	257, 008	64, 190	1
29	554, 108	232, 642	321, 465	258, 091	63, 374	0

- 注1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額(年額)を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。
 - 2. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。
 - 3. 厚生年金保険(第2~4号)の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の年金総額を計上している。
 - 4. 厚生年金保険(第2~4号)の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

Ⅱ. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

(1) 適用状況

- 平成 29 年度末現在の適用事業所数は、222 万7千か所であり、前年度末に比べて 11 万8千か所(5.6%)増加している。
- 被保険者数は、平成 29 年度末現在で 3,911 万人となっており、前年度末に比べて 89 万人 (2.3%) 増加している。男女別にみると、男子は 2,442 万人 (対前年度末比 44 万人、1.8%増)、女子は 1,470 万人 (対前年度末比 46 万人、3.2%増)となって いる。
- 短時間労働者数は、平成29年度末現在で38万人となっており、前年度末に比べて9万人(31.8%)増加している。男女別にみると、男子は11万人(対前年度末比3万人、29.7%増)、女子は27万人(対前年度末比7万人、32.6%増)となっている。
- 育児休業等期間中(平成 26 年度以降は産前産後休業期間を含む)の保険料免除者数は、平成 29 年度末現在で38万人であり、前年度末に比べて3万人(8.3%)増加している。男女別にみると、男子は3千人(対前年度末比1千人、30.1%増)、女子は38万人(対前年度末比3万人、8.1%増)となっている。

表3 厚生年金保険(第1号) 適用状況の推移

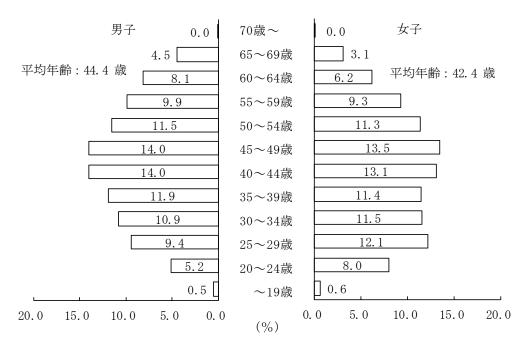
(年度末現在)

		事業所数	(再掲) 短時間	被保	険者数(万	人)	(再掲) 知	豆時間労働者	者数(万人)	(再掲) 育児	· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
		(千か所)	労働者 (千か所)	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子
平)	成25年度	1,801	•	3, 527	2, 257	1, 271	•	•	•	23	0. 1	23
	26	1,867	•	3, 599	2, 293	1,306		•	•	30	0.2	30
	27	1, 975	•	3, 686	2, 338	1, 349		•	•	33	0.2	33
	28	2, 109	27	3,822	2, 398	1, 424	29	9	20	36	0.3	35
	29	2, 227	33	3, 911	2, 442	1,470	38	11	27	38	0.3	38
	平成25年度	2. 4	•	1.6	1.3	2. 2		•	•	9. 3	19. 3	9. 2
伸び	26	3. 7	•	2.0	1.6	2.8		•	•	28.8	36. 3	28.7
率	27	5.8	•	2.4	2.0	3.3	•	•	•	10. 2	33.8	10. 1
(%)	28	6.8	•	3. 7	2.6	5.6		•	•	6. 9	25. 9	6.8
	29	5. 6	21.0	2. 3	1.8	3. 2	31.8	29. 7	32.6	8.3	30. 1	8. 1

- 注1. 事業所数には船舶所有者を含む。
 - 2. 被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。
 - 3. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。
 - 4. 短時間労働者のうち、強制加入の事業所数は30,122、被保険者数は379,284人、任意加入の事業所数は2,663、被保険者数は3,557人である。
 - 5. 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

○ 平成 29 年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に 40 代の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 44.4 歳、女子は 42.4 歳となっている。

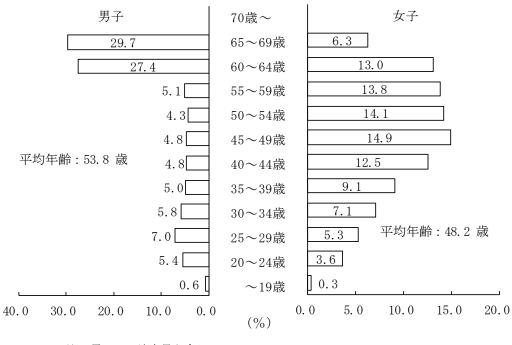
図3 厚生年金保険(第1号) 被保険者の年齢構成(平成29年度末)



注. 男子には船員・坑内員を含む。

○ 平成 29 年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は 60~64 歳、65 歳~69 歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は 45~49 歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 53.8 歳、女子は 48.2 歳となっている。

図4 厚生年金保険(第1号) 短時間労働者の年齢構成(平成29年度末)



注. 男子には坑内員を含む。

- 標準報酬月額の平均は、平成29年度末現在で31万円(男子は35万2千円、女子は24万円)であり、前年度末に比べて0.6%増加している。平成29年度の年度平均についても、30万8千円(男子は35万円、女子は23万9千円)と、前年度に比べて0.1%増加している。
- 短時間労働者の標準報酬月額の平均は、平成29年度末現在で13万9千円(男子は15万2千円、女子は13万4千円)であり、前年度末に比べて9.7%増加している。 平成29年度の年度平均についても、13万6千円(男子は14万9千円、女子は13万円)と、前年度に比較して7.5%増加している。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、平成29年度で44万5千円(男子は51万9千円、女子は30万9千円)であり、前年度に比べて1.0%増加している。
- 短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、平成29年度で7万3千円(男子は11万8千円、女子は5万2千円)である。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成29年度で438万6千円(男子は503万円、女子は331万3千円)であり、前年度に比べて0.3%増加している。
- 短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成29年度で168万4千円(男子は188万5千円、女子は159万9千円)である。

		標準	報酬月額の	平均				標準	報酬月額の	平均			
		(年度末現在)	(再掲) 短時間労働者			(年度平均)		(再掲) 短時間労働		労働者	
		総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子
	平成25年度	306, 282	347, 276	233, 482	•	•	•	305, 408	346, 418	232, 675			
実	26	308, 382	349, 735	235, 763		•	•	306, 897	348,043	234, 554			
数	27	308, 938	350, 114	237, 574		•	•	308, 007	349, 144	236, 552			
(円)	28	308, 133	350,093	237, 462	126, 946	139, 893	121, 494	307, 896	349, 362	237, 428	126,062	139, 346	120, 362
	29	309, 994	351,960	240, 264	139, 312	152, 136	134, 033	308, 352	350, 144	238, 693	135, 560	148, 698	130, 026
	平成25年度	0.0	△ 0.1	0.6	•	•	•	0. 2	0.1	0.7			
伸 び	26	0.7	0.7	1.0	•	•	•	0. 5	0.5	0.8			
率	27	0.2	0.1	0.8		•	•	0.4	0.3	0.9			
(%)	28	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0		•	•	△ 0.0	0.1	0.4			
	29	0.6	0.5	1.2	9.7	8.8	10.3	0.1	0.2	0.5	7.5	6.7	8.0

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

									It is to tax off the	t milit dest			
		標準賞与	額1回当た	りの平均	(再推	B) 短時間分	労働者	一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額) (再掲)短時間労働者			労働者		
		総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子
	平成25年度	428, 046	496, 257	295, 951	•	•	•	4, 326, 485	4, 948, 041	3, 224, 130		•	
実	26	435, 820	506, 140	299, 803				4, 361, 575	4, 991, 749	3, 253, 588	•	•	
数	27	440, 856	513, 382	303, 238				4, 381, 148	5, 012, 923	3, 283, 744	•	•	
(円)	28	440, 335	513, 525	304,003		•••		4, 375, 042	5, 012, 331	3, 292, 015			
	29	444, 626	518,814	308, 687	73, 474	118, 340	52, 172	4, 386, 088	5, 030, 103	3, 312, 645	1, 683, 967	1, 884, 533	1, 599, 484
	平成25年度	0.4	0.3	1. 1		•		0.3	0.3	0.7	•	•	•
伸び	26	1.8	2.0	1.3		•		0.8	0.9	0.9	•	•	•
率	27	1. 2	1.4	1. 1		•		0.4	0.4	0.9		•	
(%)	28	△ 0.1	0.0	0.3		•		△ 0.1	△ 0.0	0.3		•	•
	29	1.0	1.0	1. 5		•••		0.3	0.4	0.6			

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 - 2. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。
 - 3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。
 - 4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
 - 5. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

○ 平成 29 年度末現在の厚生年金保険(第1号)受給者数は、前年度末に比べて 97 万人(2.8%)増加し、3,506 万人となっている。 うち、老齢年金の受給者数は 1,521万人となっている。

表5 厚生年金保険(第1号) 受給者数の推移

(年度末現在、単位:万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成25年度	3, 216	1, 435	1, 229	40	513
26	3, 293	1, 458	1, 271	40	523
27	3, 370	1, 486	1, 311	41	532
28	3, 409	1, 496	1, 330	42	541
29	3, 506	1, 521	1, 395	43	548

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 - 3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。
- 厚生年金保険(第1号)受給者の平均年金月額は、平成29年度末現在で、老齢年金は14万7千円となっている。

表6 厚生年金保険(第1号) 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位:円)

	老齢年金	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成25年度	148, 409	158, 688	77, 934	57, 334	103, 175	85, 913
26	147, 513	156, 245	77, 556	58, 075	101, 906	84, 831
27	147, 872	156, 904	75, 632	59, 013	102,630	85, 200
28	147, 927	155, 341	73, 805	59, 837	102, 398	84, 694
29	147, 051	153, 861	72, 228	59, 621	102,890	84, 180

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 - 2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外(老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者)をいう。
 - 3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
 - 4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

○ 平成 29 年度末現在の厚生年金保険(第1号)受給権者数は、前年度末に比べて 92 万人(2.5%)増加し、3,718 万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は 1,590 万人となっている。

表7 厚生年金保険(第1号) 受給権者数の推移

(年度末現在、単位:万人)

	 総数 	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成25年度	3, 456	1, 523	1, 326	57	549
26	3, 526	1, 542	1, 366	58	559
27	3,600	1, 568	1, 404	59	568
28	3, 626	1, 569	1, 420	60	576
29	3, 718	1,590	1, 483	62	583

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 - 3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。
- 厚生年金保険(第1号)受給権者の平均年金月額は、平成29年度末現在で、老齢年金は14万5千円となっている。

表8 厚生年金保険(第1号) 受給権者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位:円)

						十二,11
	老齢年金	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成25年度	145, 596	156, 786	81, 504	56, 654	97, 936	83, 474
26	144, 886	154, 530	81, 229	57, 380	96, 659	82, 488
27	145, 305	155, 375	79, 505	58, 285	97, 222	82, 907
28	145, 638	153, 951	77, 528	59, 100	97, 039	82, 477
29	144, 903	152, 595	76, 033	58, 929	97, 281	81, 986

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 - 2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外(老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者)をいう。
 - 3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
 - 4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

○ 平成 29 年度末現在の厚生年金保険 (第1号) 受給者の年金総額は、前年度末に比べて1,083 億円 (0.4%) 増加し、25 兆 8,091 億円となっている。

表 9 厚生年金保険(第1号) 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位:億円)

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成25年度	256, 672	178, 137	23, 718	2,976	51,841
26	255, 993	176, 908	23, 890	2, 966	52, 229
27	258, 123	177, 774	23, 919	3,003	53, 427
28	257, 008	175, 946	24, 018	3, 020	54, 024
29	258, 091	175, 534	25, 089	3, 035	54, 433

- 注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 - 3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。
- 平成 29 年度末現在の厚生年金保険 (第1号) 受給権者の年金総額は、前年度末に 比べて 731 億円 (0.3%) 増加し、26 兆 8,863 億円となっている。

表 10 厚生年金保険(第1号) 受給権者年金総額の推移

(年度末現在、単位:億円)

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成25年度	269, 809	186, 575	25, 430	4, 472	53, 332
26	268, 547	184, 810	25, 559	4, 463	53, 717
27	270, 460	185, 463	25, 546	4, 527	54, 923
28	268, 132	182, 442	25, 615	4, 552	55, 523
29	268, 863	181, 658	26, 691	4, 572	55, 941

- 注1. 厚生年金保険(第1号)受給権者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険(第1号)受給権者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 - 3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 平成29年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、51万5千人であり、平均年金月額は、8万2千円である。
- 平成29年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、38万9千人であり、平均年金月額は、7万9千円である。

表 11 厚生年金保険(第1号) 老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位:万人、円)

	受給	権者	受絲	合者	
	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	
平成25年度	35. 4	78, 534	25. 6	72, 716	
26	55. 4	84, 202	41. 1	80, 792	
27	60. 9	85, 923	44.0	82, 081	
28	29. 3	77, 180	20.8	73, 593	
29	51. 5	82, 374	38. 9	79, 230	

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

○ 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成 13 年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金 月額の水準には、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成25年度から平成27年度の60歳と、平成28年度・29年度の60歳・61歳で少なくなっている。なお、これらの者には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者が含まれているため、平均年金月額が高くなっている。

表 12 厚生年金保険(第1号) 老齢年金受給権者状況の推移(男子)

(年度末現在)

_													
			受給権者数(万人)										
		60歳	60歳 61歳 62歳 63歳 64歳 65歳										
	平成25年度	1.0	45. 1	49. 2	53. 7	60.9	820. 1						
	26	0.7	33.1	46. 1	49.9	54. 3	856. 3						
	27	0.7	32.3	41. 2	46.7	50.5	886.8						
	28	0.6	1.3	41. 4	42.4	47.3	916.8						
	29	0.5	1.0	33.4	42.6	43.2	942.1						

		平均年金月額(円)									
	60歳	60歳 61歳 62歳 63歳 64歳 65歳以上									
平成25年度	131, 754	96, 735	97, 759	101,710	105, 755	183, 155					
26	129, 823	95, 763	96, 934	100, 666	103, 330	179, 578					
27	124, 261	94, 399	97, 433	101, 255	103, 727	178, 928					
28	121,853	120,670	92, 332	100, 742	103, 399	176, 655					
29	114, 597	119, 480	89, 199	95, 274	102, 572	174, 535					

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

○ 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成 18 年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金 月額の水準には、平成 25 年度・平成 26 年度は 62 歳までと 63 歳以降で、平成 27 年 度以降は 63 歳までと 64 歳以降で大きな違いが見られる。

表 13 厚生年金保険(第1号) 老齢年金受給権者状況の推移(女子)

(年度末現在)

					•	() () () () () ()
			受給権者数	汝 (万人)		
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成25年度	12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398. 7
26	10.9	15. 2	17.5	19.8	21.8	416.5
27	10.1	14.2	15.6	17.8	20. 1	432.3
28	9.2	12.7	15.4	15.9	18. 2	447.6
29	8. 7	11. 4	14. 5	15. 7	16. 3	460.4

		平均年金月額(円)										
	60歳	60歳 61歳 62歳 63歳 64歳 65歳以上										
平成25年度	49, 532	49, 541	48, 210	96, 204	94, 958	109, 314						
26	50, 360	50, 323	49,672	96, 204	95, 180	108, 384						
27	52, 169	51,061	51, 214	50, 771	96, 922	109, 180						
28	53, 381	53, 326	49, 449	51, 952	97, 761	108, 964						
29	53,034	54, 522	49, 299	50, 272	99, 889	108, 776						

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 平成 29 年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、389 万人となっており、 前年度末に比べて 25 万人 (6.9%) の増加となっている。
- 平成 29 年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、346 万人となっており、前年度末に比べて 26 万人(8.1%)の増加となっている。

表14 在職者にかかる厚生年金保険(第1号)老齢給付状況の推移

(年度末現在、単位:万人)

		受給権者数		受 給 者 数				
	総数	男 子 女 子		総数	男子	女 子		
平成25年度	316.5	216. 2	100.3	263.0	175. 5	87. 5		
	(136. 2)	(96.5)	(39.7)	(134.8)	(96. 1)	(38.8)		
26	327.0	221. 2	105.8	275.9	183.0	92.9		
	(156.0)	(110.7)	(45.3)	(154.6)	(110.1)	(44.5)		
27	355. 2	239.7	115.5	303.4	202.2	101. 2		
	(179. 6)	(127.5)	(52.0)	(178.0)	(126.9)	(51. 1)		
28	364. 1	235.8	128.3	319.8	206.8	113.0		
	(204. 0)	(144.3)	(59.7)	(202.6)	(143.8)	(58.8)		
29	389. 4	249. 1	140.3	345.7	221.6	124. 1		
	(228.5)	(161. 1)	(67.3)	(227.1)	(160.6)	(66.5)		

- 注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。
 - 2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 - ② 適用事業所に使用される 70 歳以上の者 (平成 26 年度以前は、昭和 12 年 4 月 2 日以降 生まれの者に限る)
 - ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員(平成27年度以降に限る)

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

3. () 内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数(旧共済組合を除く)である。 ただし、平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。 ○ 新法厚生年金保険(老齢厚生年金)受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者は、繰下げ率が、概ね1%程度となっている。

表 15 厚生年金保険(第1号)

新法厚生年金保険(老齢厚生年金)受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況

(年度末現在、単位:人、%)

	総数	繰上げ	受給率	本来	受給率	操下げ	受給率
平成29年度	25, 296, 195	59, 898	0.2	25, 069, 286	99. 1	167, 011	0.7

- 注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢 厚生年金は繰下げできないためである。
 - 2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

(参考)

(年度末現在、単位:人、%)

	総数	繰 上 げ		本来		繰下げ	
		株 上 り	受給率	* *	受給率		受給率
平成25年度	20, 645, 609	10, 717	0.1	20, 396, 770	98.8	238, 122	1.2
26	21, 986, 841	21, 928	0.1	21, 716, 017	98.8	248, 896	1. 1
27	23, 126, 224	32, 795	0.1	22, 829, 711	98. 7	263, 718	1. 1
28	24, 081, 359	46, 310	0.2	23, 756, 169	98.6	278, 880	1.2

- 注. 平成29年度より、本来と繰下げの分類を変更しており、本表は分類変更前の数値である。
 - ・ 平成 28 年度までの本来と繰下げの分類は、平成 19 年 3 月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成 28 年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。
 - ・ 平成29年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更し、精緻化した。

○ 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険(老齢厚生年金)受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰下げ率が、概ね1%程度で推移している。

表 16 厚生年金保険(第1号)

新法厚生年金保険(老齢厚生年金) 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位:人、%)

	総数	繰 上 げ		本来		 ・繰 下 げ	
		株 上 ()	繰 上 げ 受給率		受給率		受給率
平成25年度	1, 316, 590	•	•	1, 303, 949	99.0	12, 640	1. 0
26	1, 186, 534		•	1, 176, 463	99. 2	10, 067	0.8
27	950, 336	•	•	941, 186	99.0	9, 150	1.0
28	1, 353, 086	•	•	1, 339, 282	99.0	13, 801	1.0
29	1, 789, 123	•	•	1, 768, 519	98.8	20, 600	1. 2

- 注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。
 - 2. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で 70 歳の新法厚生年金保険(老齢厚生年金)受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。
 - 3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況 (第1号被保険者及び第3号被保険者)

- 平成 29 年度末現在の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、1,505 万人となっており、前年度末に比べて70万人(4.5%)減少している。男女別にみると、男子は779万人(対前年度末比37万人、4.6%減)、女子は726万人(対前年度末比33万人、4.3%減)となっている。
- 平成 29 年度末現在の第 3 号被保険者数は、870 万人となっており、前年度末に比べて 19 万人 (2.1%) 減少している。男女別にみると、男子は 11 万人 (対前年度末比 1 千人、0.9%増)、女子は 859 万人 (対前年度末比 19 万人、2.2%減) となっている。

表 17 国民年金 被保険者数の推移

(年度末現在、単位:万人)

		第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む) (再掲)任意加入被保険者							第3号被保険者			
	総数	男子	女 子	総数	60歳 未満	60~ 64歳	65歳 以上	総数	男子	女 子		
平成25年度	1,805	928	878	27	5	21	1	945	11	934		
26	1,742	896	846	24	5	19	1	932	11	921		
27	1,668	859	809	23	5	18	1	915	11	904		
28	1, 575	816	759	21	5	16	1	889	11	878		
29	1, 505	779	726	20	4	15	0	870	11	859		

- 平成 29 年度末現在の全額免除者数は 574 万人、全額免除割合は 38.7% となっている。
- 平成29年度末現在の申請一部免除者数は41万人、申請一部免除割合は2.8%となっている。

表 18 国民年金 保険料全額免除者数及び一部免除者数の推移

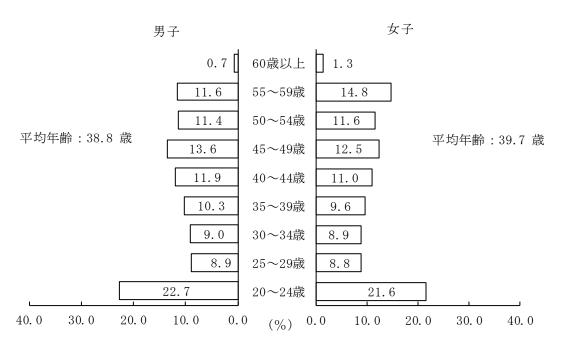
(年度末現在、単位:万人)

			全額免	色除者			申請一部免除者					
	総数 全額免除 割合 (%)		法定 免除	申請 免除 (全額)	学生 納付 特例	納付猶予	総数	申請一部 免除割合 (%)	3/4 免除	半額免除	1/4 免除	
平成25年度	606	(34. 1)	134	249	176	46	59	(3.3)	30	19	9	
26	602	(35.1)	134	245	178	44	61	(3.6)	31	20	10	
27	576	(35.0)	135	230	172	40	47	(2.9)	25	15	7	
28	583	(37.5)	135	221	176	51	43	(2.8)	22	14	7	
29	574	(38.7)	134	211	176	53	41	(2.8)	21	13	7	

- 注1. 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」とは、全額免除者数及び申請一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数(任意加入被保険者を除く)に占める割合(%)である。
 - 2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度以降は50歳未満の者が対象である。

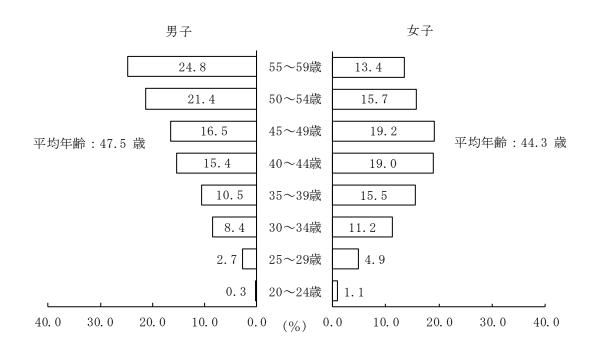
○ 平成 29 年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)では、男女共に 20~24歳の割合が最も高く、次いで男子は 45~49歳、女子は 55~59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は 55~59歳、女子は 45~49歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は 38.8歳、女子は 39.7歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成(平成29年度末)



注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成(平成29年度末)



(2) 給付状況

- 平成 29 年度末現在の国民年金受給者数は、前年度末に比べて 98 万人 (2.9%) 増加し、3,484 万人となっている。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者数は、832 万人となっている。
 - 注. 「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 19 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位:万人)

	総数	老齢年金 • 25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成25年度	3, 140	2,869	80	180	11
	(1, 023)	(784)	(80)	(155)	(4)
	[]	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$
26	3, 241	2,977	71	183	10
	(999)	(767)	(71)	(157)	(4)
	[…]	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$
27	3, 323	3,065	62	186	10
	(975)	(749)	(62)	(159)	(4)
	[879]	[658]	[62]	[155]	[3]
28	3, 386	3, 132	54	189	10
	(950)	(730)	(54)	(162)	(4)
	[851]	[636]	[54]	[157]	[3]
29	3, 484	3, 190	92	192	10
	(934)	(711)	(55)	(163)	(4)
	[832]	[614]	[55]	[159]	[3]

- 注1. 平成29年度においては、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する ものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 - 2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
 - 3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の数である。

○ 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成 29 年度末現在で5万6千円、 平成 29 年度新規裁定者で5万円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の 受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成 29 年度末現在で5万円となっている。

表 20 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位:円)

				(1/2/19/11	<u> エン + 元・ 1 / / </u>
	老齢年金 ・25年以上	新規裁定	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成25年度	54, 622	51, 511	18, 497	72,607	80, 194
	(49, 958)	(55, 401)	(18, 497)	(72, 890)	(66, 894)
	[…]	[…]	[…]	[…]	$[\cdots]$
26	54, 497	51,063	18, 485	71, 995	80, 404
	(50, 040)	(55, 108)	(18, 485)	(72, 265)	(68, 378)
	[…]	[…]	[…]	$[\cdots]$	$[\cdots]$
27	55, 244	51, 891	18, 777	72, 565	81,832
	(50, 927)	(56, 064)	(18,777)	(72, 835)	(70, 882)
	[49, 540]	[54, 143]	[18, 777]	[72, 876]	[66, 765]
28	55, 464	52, 337	18, 880	72, 453	82, 404
	(51, 329)	(56, 582)	(18, 880)	(72, 721)	(72, 579)
	[49, 906]	[54, 343]	[18, 880]	[72, 763]	[68, 781]
29	55, 615	49, 907	19, 091	72, 245	82, 932
	(51, 648)	(55, 398)	(18, 953)	(72, 512)	(74, 138)
	[50, 186]	[52, 146]	[18, 952]	[72, 554]	[70, 635]

- 注1. 平成29年度においては、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 - 2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
 - 3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の数である。

○ 平成 29 年度末現在の国民年金受給権者数は、前年度末に比べて 100 万人 (2.9%) 増加し、3,547 万人となっている。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者 数は、851 万人となっている。

表 21 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位:万人)

				()及水処压、	, 平位://///
	総数	老齢年金 • 25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成25年度	3, 196	2,897	80	193	26
	(1,045)	(790)	(80)	(166)	(9)
	[…]	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$
26	3, 300	3,007	71	196	26
	(1, 021)	(774)	(71)	(168)	(9)
	[…]	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$
27	3, 383	3,096	62	199	25
	(997)	(756)	(62)	(170)	(9)
	[899]	[664]	[62]	[165]	[7]
28	3, 447	3, 166	54	202	25
	(972)	(737)	(54)	(172)	(9)
	[870]	[642]	[54]	[167]	[7]
29	3, 547	3, 225	93	206	24
	(956)	(718)	(56)	(174)	(8)
	[851]	[620]	[56]	[169]	[7]

- 注1. 平成29年度においては、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 - 2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
 - 3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。

○ 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成29年度末現在で5万6千円、 平成29年度新規裁定者で5万円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の 受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成29年度末現在で5万円となっている。

表 22 国民年金 受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位:円)

				(1 /2 /(\)	
	老齢年金 ・25年以上	新規裁定	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成25年度	54, 544	51, 493	18, 490	72, 302	61, 363
	(49, 869)	(55, 378)	(18, 490)	(72, 620)	(55, 256)
	[…]	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$
26	54, 414	51,033	18, 477	71, 691	61, 346
	(49, 944)	(55, 072)	(18, 477)	(71, 996)	(55, 851)
	[…]	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$	$[\cdots]$
27	55, 157	51,859	18, 768	72, 263	62, 273
	(50, 826)	(56, 018)	(18, 768)	(72, 566)	(57, 370)
	[49, 429]	[54, 075]	[18, 768]	[72, 622]	[55, 411]
28	55, 373	52, 336	18, 869	72, 159	62, 568
	(51, 221)	(56, 575)	(18, 869)	(72, 459)	(58, 266)
	[49, 787]	[54, 333]	[18, 869]	[72, 513]	[56, 535]
29	55, 518	49, 896	19, 088	71, 963	62, 771
	(51, 528)	(55, 359)	(18, 937)	(72, 256)	(59,000)
	[50, 053]	[52, 098]	[18, 935]	[72, 310]	[57, 352]

- 注1. 平成29年度においては、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 - 2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
 - 3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。

○ 平成 29 年度末現在の国民年金受給者の年金総額は、前年度末に比べて 5,486 億円 (2.4%) 増加し、23 兆 2,642 億円となっている。

表 23 国民年金 受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位:億円)

	総数	老齢年金 • 25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成25年度	206, 546	188, 050	1, 774	15, 686	1, 036
26	213, 040	194, 669	1, 574	15, 786	1,012
27	221, 751	203, 158	1, 403	16, 180	1,010
28	227, 156	208, 481	1, 224	16, 454	997
29	232, 642	212, 882	2, 104	16, 684	972

○ 平成 29 年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は、前年度末に比べて 5,549 億円 (2.4%) 増加し、23 兆 6,514 億円となっている。

表 24 国民年金 受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位:億円)

	総数	老齢年金・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成25年度	210, 072	189, 603	1, 779	16, 752	1, 938
26	216, 663	196, 342	1, 578	16, 853	1,890
27	225, 500	204, 948	1, 407	17, 264	1,881
28	230, 966	210, 352	1, 227	17, 533	1,853
29	236, 514	214, 839	2, 124	17, 753	1, 799

○ 老齢基礎年金の平均年金月額は、平成29年度末現在で5万6千円となっている。

表25 老齢基礎年金(25年以上) 受給者状況の推移

(年度末現在、単位:万人、円)

	44	Net .						
	総	数	繰	上げ	本	来	繰	下げ
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成25年度	2, 746	55, 265	397	42, 134	2, 315	57, 165	35	78, 644
26	2,871	55, 026	398	42, 159	2, 437	56, 792	36	77, 624
27	2, 974	55, 688	397	42,820	2, 539	57, 369	38	77, 777
28	3, 056	55, 831	393	43,067	2,623	57, 416	40	77, 270
29	3, 125	55, 918	387	43, 268	2,696	57, 410	42	76, 655

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

○ 国民年金(5年年金を除く)の受給権者は、繰上げ率が年々低下している。繰下げ 率は概ね1%程度で推移している。

表 26 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位:人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率	,,,,	受給率
平成25年度	29, 750, 882	5, 138, 995	17. 3	24, 260, 326	81. 5	351, 561	1.2
26	30, 763, 914	4, 992, 436	16. 2	25, 407, 063	82.6	364, 415	1.2
27	31, 573, 520	4, 836, 980	15. 3	26, 355, 540	83. 5	381,000	1.2
28	32, 184, 024	4, 662, 578	14. 5	27, 120, 664	84. 3	400, 782	1.2
29	33, 160, 232	4, 498, 287	13.6	28, 236, 857	85. 2	425, 088	1.3
	(-15)						
	(再掲)	繰 上 げ		本来		 繰 下 げ	
	基礎のみ・旧国年	株 工 ()	受給率	本 未	受給率		受給率
平成25年度	7, 885, 684	3, 043, 973	38. 6	4, 739, 546	60. 1	102, 165	1.3
26	7, 719, 510	2, 860, 808	37. 1	4, 756, 431	61.6	102, 271	1.3
27	7, 541, 403	2, 681, 201	35. 6	4, 757, 150	63. 1	103, 052	1.4
28	7, 351, 368	2, 507, 158	34. 1	4, 740, 044	64. 5	104, 166	1.4
				l		1	

注1. 旧法老齢年金(5年年金を除く)・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

7, 253, 891 2, 341, 099

32. 3 4, 807, 065

66.3

105, 727

1.5

^{2. 「}基礎のみ・旧国年」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金(5年年金を除く)の受給権者を対象としている。

○ 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で 70 歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率が年々低下している。繰下げ率は概ね1%程度で推移している。

表 27 国民年金 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位:人、%)

	総数	 繰 上 げ		本来		 繰 下 げ	
		株 工 ()	受給率	本 未	受給率	RR F ()	受給率
平成25年度	1, 572, 251	188, 314	12.0	1, 365, 069	86.8	18, 868	1. 2
26	1, 400, 149	155, 852	11. 1	1, 229, 562	87.8	14, 735	1. 1
27	1, 104, 633	117, 325	10.6	974, 164	88. 2	13, 144	1.2
28	1, 560, 487	152, 138	9. 7	1, 389, 967	89. 1	18, 382	1.2
29	2, 049, 594	192, 995	9. 4	1,830,042	89. 3	26, 557	1.3

	(再掲)	繰上げ		本 来		繰下げ	
	基礎のみ		受給率	* *	受給率	↑★ ()	受給率
平成25年度	256, 384	67, 950	26. 5	184, 854	72. 1	3, 580	1.4
26	214, 218	51, 585	24. 1	159, 804	74.6	2,829	1.3
27	154, 868	34, 142	22.0	118, 464	76. 5	2, 262	1.5
28	208, 281	42, 749	20. 5	162, 622	78. 1	2,910	1.4
29	262, 197	51, 709	19. 7	206, 667	78.8	3,821	1.5

注1.70歳の老齢基礎年金受給権者を対象としている。

^{2. 「}基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

^{3.} 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の繰上げ・繰下げ状況である。

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

			厚生年金保険	食 (第1号)	国民	<u> </u>
	都道府県		受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
			人	円	人	円
仝		玉	15, 207, 237	147, 051	31, 898, 167	55, 615
<u>全</u> 北	海	道	612, 367	137, 257	1, 461, 633	54, 686
書	森	県	136, 767	122, 895	379, 754	52, 550
岩	手	県	163, 861	125, 899	377, 709	56, 012
青岩宮	城	県	267, 966	139, 904	580, 533	54, 929
秋	·/// 田	県	143, 931	122, 478	337, 380	54, 407
Щ	形		164, 650	124, 095	341, 762	55, 991
福	島	県	260, 548	129, 399	532, 801	55, 264
炭	城	県県県県	332, 685	147, 929	753, 149	54, 934
振	木	息	237, 480	142, 647	507, 115	55, 098
群	馬	県	246, 021	142, 615	528, 291	56, 435
福茨栃群埼	玉	県	808, 920	157, 936	1, 710, 194	55, 026
千	葉	県	695, 177	162, 392	1, 519, 806	55, 379
事	京	都	1, 232, 005	160, 947	2, 718, 324	54, 602
東神	奈川	県	997, 466	167, 936	2, 039, 410	55, 611
新	潟	県	358, 331	132, 028	663, 757	57, 467
富	Щ	県	185, 917	138, 868	310, 305	59, 268
岩	Л	県	166, 475	136, 804	303, 089	58, 302
石福	井	県	130, 501	134, 260	214, 195	58, 512
Ш	梨	県	96, 561	139, 081	229, 763	54, 750
長	梨 野	県	324, 687	138, 290	605, 703	58, 193
岐		県	264, 739	145, 226	551, 454	57, 488
岐静	· 岡	県	537, 590	146, 244	1, 007, 678	57, 300
愛	知	県	860, 826	156, 018	1, 709, 225	56, 275
三	重	県 県	244, 793	146, 711	486, 231	57, 751
滋	賀	県	179, 912	150, 275	339, 337	57, 410
愛三滋京大兵奈	都	府	303, 900	149, 396	659, 910	54, 695
大	阪	府	971, 559	153, 728	2, 059, 824	53, 661
兵	庫	県	677, 276	156, 604	1, 398, 308	55, 542
	良	県	160, 633	161, 340	379, 243	55, 098
和	歌山	県	111, 711	143, 296	283, 450	53, 751
鳥	取	県	89, 281	127, 116	160, 787	57, 820
島	根	県 県	114, 713	128, 124	211, 640	58, 417
岡	山	県	288, 429	140, 845	518, 063	58, 370
広	島	県	399, 546	146, 460	737, 919	57, 621
Ш	<u> </u>	県	217, 178	144, 391	426, 199	57, 686
徳香愛高	島	県	107, 113	127, 704	216, 283	54, 960
杳		県	149, 335	138, 866	277, 265	58, 492
愛	媛	県	187, 444	135, 305	404, 810	56, 072
	知	県	99, 771	127, 587	220, 832	54, 396
<u>倫</u>	一	県	608, 782	141, 295	1, 218, 839	54, 775
[佐	賀	県	105, 531	128, 186	223, 385	57, 338
大	崎	県	166, 252	133, 353	387, 110	54, 631
県	本ハ	県	211, 695	126, 459	490, 768	55, 957
人	分 崎	県県	152, 044	131, 245	335, 247	54, 532
福佐長熊大宮鹿	<u>嗬</u> 児 島	県	137, 693	123, 117	311, 138 450, 373	55, 866 56, 002
池	元 局 縄	県	194, 213 90, 782	126, 801 125, 338	459, 373 275, 049	56, 002 52, 134
沖 そ	<u>神</u> の	他	12, 180	130, 630	34, 127	29, 407
	V)	TLL	12, 100	150, 050	J4, 141	49, 40 <i>1</i>

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 厚生年金保険 (第1号) の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

^{3.} 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として 25 年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

65 歳未満の厚生年金保険(第1号)の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの受給権者が含まれていること、また、65 歳未満の国民年金の受給権者は、繰上げ支給を選択した者であることに留意が必要である。

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

	同 4 左 7 <i>四</i> 8	♪ <i>(</i> 左 1 口 \		<u>平成29年度未現任)</u> 左入
年齢	厚生年金保障	後 (第 1 号)	国民	午金
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	人	円	人	円
合 計	15, 899, 722	144, 903	32, 247, 487	55, 518
6 0	91, 982	56, 574	19, 210	38, 926
6 1	124, 231	59, 906	37, 905	39, 482
6 2	479, 024	77, 082	65, 360	41, 182
6 3	583, 621	83, 156	89, 748	41,813
6 4	594, 922	101, 838	110, 795	40, 696
小 計	1, 873, 780	84, 688	323, 018	40, 857
6 5	710, 549	145,508	1, 359, 571	56, 731
6 6	821, 932	144, 121	1, 585, 893	56, 763
6 7	845, 178	145,757	1, 737, 569	56, 680
6 8	880, 546	148, 409	1, 915, 969	56, 625
6 9	899, 304	147, 063	1, 959, 339	56, 632
小 計	4, 157, 509	146, 235	8, 558, 341	56, 680
7 0	928, 388	146, 993	2, 009, 501	56, 571
7 1	728, 954	146, 375	1, 547, 774	56, 404
7 2	507, 605	147, 888	1,081,862	55, 976
7 3	623, 276	148, 268	1, 352, 170	55, 949
7 4	683, 235	149, 886	1, 496, 846	55, 634
小計	3, 471, 458	147, 792	7, 488, 153	56, 151
7 5	639, 616	152, 084	1, 408, 976	55, 420
7 6	650, 459	154, 217	1, 455, 645	55, 271
7 7	573, 854	156, 812	1, 319, 078	56, 949
7 8	492, 722	158, 434	1, 145, 827	56, 754
7 9	441, 838	160, 287	1, 036, 411	56, 608
小計	2, 798, 489	155, 962	6, 365, 937	56, 136
8 0	475, 499	160, 902	1, 144, 823	56, 634
8 1	427, 189	162, 080	1, 062, 648	56, 272
8 2	408, 563	163, 272	1, 043, 996	56, 142
8 3	348, 058	163, 617	929, 183	55, 912
8 4	308, 457	163, 122	851, 761	55, 515
<u>小計</u> 85	1, 967, 766	162, 478	5, 032, 411	56, 133
	288, 238	164, 065	825, 927	55, 029
8 6	242, 648	165, 450	718, 539	54, 453 54, 480
8 7 8 8	216, 963	168, 127	603, 996	54, 480 52, 640
8 9	180, 493 157, 058	169, 413 168, 616	511, 386 456, 220	53, 649 52, 591
小計	1, 085, 400	166, 734		52, 591 54, 206
90歳以上		159, 638	3, 116, 068	
□ 3 U 成以上	545, 320	199, 038	1, 363, 559	46, 069

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 厚生年金保険(第1号)の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

^{3.} 国民年金については、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険(第1号)の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていることに留意が必要である。

厚生年金保険(第1号) 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

			(平成23平及木坑红)
年 金 月 額	総数	男 子	+ 7.
		为 丁	女 子
合 計	人	人	人
	15, 899, 722	10, 629, 255	5, 270, 467
万円以上 万円未満			
~ 1	65, 991	46,842	19, 149
1 ~ 2	13, 661	7, 178	6, 483
2 ~ 3	78, 056	5, 235	72,821
$3 \sim 4$	133, 094	20,054	113,040
4 ∼ 5	144, 262	53, 336	90, 926
5 ~ 6	194, 733	92, 119	102, 614
6 ~ 7	393, 532	158, 214	235, 318
7 ~ 8	696, 494	223, 893	472,601
8 ~ 9	973, 435	250, 385	723, 050
9 ~ 10	1, 140, 374	298, 666	841, 708
10 ~ 11	1, 107, 987	376, 936	731, 051
11 ~ 12	995, 030	453, 991	541,039
12 ~ 13	900, 970	521, 507	379, 463
13 ~ 14	858, 019	589, 546	268, 473
14 ~ 15	851, 845	656, 306	195, 539
15 ~ 16	872, 387	730, 044	142, 343
16 ~ 17	919, 253	815, 947	103, 306
17 ~ 18	955, 298	883, 077	72, 221
18 ~ 19	942, 480	891, 967	50, 513
19 ~ 20	891, 230	853, 675	37, 555
20 ~ 21	781, 524	756, 244	25, 280
21 ~ 22	627, 254	609, 599	17,655
22 ~ 23	456, 352	444, 636	11,716
$23 \sim 24$	321, 590	314, 167	7, 423
24 ~ 25	221, 168	216, 894	4, 274
25 ~ 26	145, 095	142, 637	2, 458
26 ~ 27	93, 586	92, 436	1, 150
$27 \sim 28$	57, 611	57, 082	529
28 ~ 29	30, 700	30, 491	209
29 ~ 30	14, 864	14,712	152
30 ~	21, 847	21, 439	408
平均年金月額(円)	144, 903	165, 668	103, 026

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

(参考資料4)

厚生年金保険(第1号)における離婚等に伴う年金分割の状況 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数(件)		【参考】	
	松 剱(件)	離婚分割 3号分割の		離婚件数 (組)
平成25年度	21,519	19, 663	1,856	234, 341
26	22, 468	19, 980	2, 488	228, 435
27	27, 149	23, 448	3, 701	228, 879
28	26, 682	21, 946	4, 736	219, 351
29	26, 063	20, 479	5, 584	214, 069

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 - 2.3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中(平成20年4月以後)の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 - 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
 - 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」(厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室)による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

		第1号	改定者		第 2 号改定者			
	件数	平均	年金月額(円)	件数	平均	年金月額(円)
	(人)	改定前	改定後	変動差	(人)	改定前	改定後	変動差
平成25年度	3, 524	141, 176	110, 733	△ 30, 444	2, 619	49, 833	80, 856	31, 022
26	3, 201	139, 424	109, 785	△ 29,640	2, 515	51, 528	82, 622	31, 094
27	3, 119	136, 995	111, 329	△ 25,666	2, 496	54, 819	81, 647	26, 828
28	3, 038	140, 123	109, 620	△ 30, 503	2, 604	48, 546	80, 513	31, 967
29	2, 805	142, 713	111, 892	△ 30,821	2, 510	49, 741	80, 799	31, 058

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
 - 2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子				女 子			
	件数	平均	9年金月額(P	9)	件数 平均年金月額(円)		月)	
	(人)	改定前	改定後	変動差	(人)	改定前	改定後	変動差
平成25年度	65	103, 490	99, 090	△ 4,401	37	20, 321	23, 038	2, 717
26	86	113, 849	108, 514	△ 5,335	58	24, 631	28, 272	3, 641
27	140	113, 919	111, 546	△ 2,374	91	30, 721	33, 727	3,006
28	148	125, 020	120, 415	△ 4,605	101	28, 651	33, 845	5, 194
29	169	130, 401	128, 383	△ 2,018	115	32, 989	37, 702	4, 713

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(参考資料5)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

										(十)从2	3十尺不光江)
			4/	With the state of							
任	年金月額 総		数		(再掲)基礎	のみ・旧国年(54	年年金除く)	(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)			
1 '	312.	1 HM									
			計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
			人	人	人	人	人	人	人	人	人
合		計	32, 247, 487	14,071,833	18, 175, 654	7, 162, 660	1,707,508	5, 455, 152	6, 182, 794	1, 163, 713	5, 019, 081
万円以上	=	万円未満									
	\sim	1	86, 643	13, 162	73, 481	40, 559	1,708	38, 851	40, 187	1,520	38, 667
1	\sim	2	322, 260	63,090	259, 170	125,871	11,723	114, 148	124, 776	11, 133	113, 643
2	\sim	3	1,020,851	226, 361	794, 490	388, 259	44, 888	343, 371	385, 613	43, 709	341,904
3	\sim	4	3, 192, 049	738, 754	2, 453, 295	1, 361, 684	207,771	1, 153, 913	1, 350, 272	203, 190	1, 147, 082
4	\sim	5	4,667,422	1, 324, 648	3, 342, 774	1, 190, 549	251,636	938, 913	1, 127, 569	220, 302	907, 267
5	\sim	6	7, 283, 079	2, 963, 239	4, 319, 840	1, 435, 829	335, 058	1, 100, 771	1, 212, 489	210, 553	1,001,936
6	\sim	7	13, 926, 213	8, 383, 263	5, 542, 950	2, 117, 905	755, 713	1, 362, 192	1, 462, 421	381, 843	1,080,578
7	\sim		1,748,970	359, 316	1, 389, 654	502,004	99, 011	402, 993	479, 467	91, 463	388,004
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
平均	匀年金	≥月額	55, 518	58, 754	53, 013	51, 565	55, 923	50, 200	50, 092	53, 469	49, 309

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者) の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
 - 2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
 - 3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成27年10月1日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第2条の5の規定に基づき、以下のように分類している。

①第1号厚生年金被保険者

第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第2号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第3号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第4号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険(第1号)

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成26年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給(権)者として使用する場合は、厚生年金保険受給(権)者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給(権)者及び短期要件分の遺族厚生年金受給(権)者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

短時間労働者

1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であり、 以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ②雇用期間が1年以上見込まれること。
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること。
- ④学生でないこと。
- ⑤以下のいずれかに該当すること
 - ア. 国、地方公共団体又は従業員数が501人以上の会社で働いている。
 - イ. 従業員数が500人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で 合意がなされている。

なお、この統計においては、⑤のアに該当する短時間労働者を「強制加入」、⑤のイに該当する短時間労働者を「任意加入」としている。

新法・旧法

昭和60年に国民年金法等の一部が改正され、昭和61年4月1日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和60年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額(年額)となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給もしくは繰下げ支給)を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給もしくは繰下げ支給)ともに新規裁定には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支 給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者について、その時点で決定済の年金額(年額)である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基 礎年金を全額繰り上げした者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数又は受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを 12 で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金 保険と併給される基礎年金額が含まれている。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない者をいう。

基礎のみ共済なし

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない者をいう。

(旧法における) 老齢年金

- ① 旧法厚生年金保険の年金であり、原則として、被保険者期間が20年以上(中高齢特例に該当する場合は15年以上)ある者が60歳から支給される年金をいう。
- ② 旧法国民年金の年金であり、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した 期間が25年以上ある者が65歳から支給される年金をいう。

(旧法における) 通算老齢年金

旧法厚生年金保険及び旧法国民年金の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計(通算)して一定期間以上ある場合に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがないかぎり、旧法の通算老齢年金(退職)には、特例老齢年金を含んでいる。

(新法の老齢厚生年金の) 老齢相当、通老相当・25年未満

この統計においては、新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上(昭和27年4月1日以前生まれの者。昭和27年4月2日以降生まれの者は段階的に21年以上に引き上がり、昭和31年4月2日以降生まれの者は25年以上。中高齢特例に該当する場合は15年以上)の者で、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」に、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当・25年未満」として計上している。

なお、旧共済組合の新法の退職共済年金も同様に、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」、「退年相当」以外のものを「通退相当・25年未満」に計上している。

(新法基礎年金の) 25年以上、25年未満

この統計においては、老齢基礎年金のうち、原則として、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものを「25年以上」に、老齢基礎年金のうち、「25年以上」以外のものを「25年未満」として計上している。

なお、平成29年8月に、年金を受給するための受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、 平成29年7月以前においても、老齢基礎年金の支給要件の特例により、老齢基礎年金の受給資格 期間が25年未満であっても、老齢基礎年金を受給できる場合がある。その特例に該当するものに ついても「25年以上」に計上している。

(厚生年金保険計における) 老齢年金

この統計においては、旧法厚生年金保険の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金、老齢厚生年金の老齢相当、旧共済組合旧法の退職年金、減額退職年金及び退職共済年金の退年相当の総計をいう。

(国民年金計における) 老齢年金・25年以上

この統計においては、旧法国民年金の老齢年金及び基礎年金の25年以上の総計をいう。

(厚生年金保険計、国民年金計における) 通算老齢年金・25 年未満

この統計においては、

- ① 旧法厚生年金保険の通算老齢年金、旧法船員保険の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当・25年未満、旧共済組合旧法の通算退職年金及び退職共済年金の通退相当・25年未満の総計
- ② 旧法国民年金の通算老齢年金及び基礎年金の25年未満の総計をいう。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金のうち、老齢基礎年金併給者又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

厚生年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

	年金の種別 旧法厚生年金保険		旧法船員保険	新法厚生年金保険		旧法旧共済組合	新法旧共済組合	
老曲								
	老齢年金	老齢年金	老齢年金		老齢相当	退職年金	退年相当	
			(養老年金)	老齢厚生年金一		減額退職年金	退職共済年金~	
	四并七即十 亚	通算老齢年金	通算老齢年金		通老相当 ・25年未満	通算退職年金	通退相当 • 25年未満	
	・25年未満	特例老齢年金	特例老齢年金	特例老齢年金				
障領	· 客年金 (障害給付)	障害年金	障害年金	障害厚生年金		障害年金	障害共済年金	
遺カ								
	遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金		遺族年金	遺族共済年金	
				特例遺族年金				
	通算遺族年金	族年金 通算遺族年金 通算遺族年金		·	通算遺族年金			
		特例遺族年金	特例遺族年金					

注. 平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給(権)者は、厚生年金保険(第1号)の受給(権)者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別		旧法拠出制	基礎年金		
老齢給付					
	老齢年金	老齢年金	┌25年以上		
	・25年以上	(特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金		
	通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金	25年未満		
障害年金		障害年金	障害基礎年金		
遺族年金		寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金		

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して 適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合(旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合)の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

遺族年金の短期要件及び長期要件

遺族厚生年金の支給要件のうち、以下の①~③を「短期要件」という。また、④を「長期要件」という。

- ①死亡日に厚生年金保険の被保険者であった場合。
- ②厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のあるけがや病気が原因で初診日から5年以内 に死亡した場合。
- ③障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。
- ④老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「・」は統計項目のあり得ないもの(制度的にないもの)
 - 「一」は計数のないもの
 - 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
 - 「…」は計数不明(未調査等)のもの
 - 「△」は負数
- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。